

被災者生活支援情報

1. 国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金（窓口負担）の免除申請書窓口受付が始まります。

平成28年10月診療・利用分から、医療機関の窓口で国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金（窓口負担）の免除を受けるためには、免除証明書が必要です。

免除証明書交付の窓口受付を9月15日(木)から行います。（郵送でも申請可能）

なお、9月14日までに、保険料の減免申請済の方（国保の方は下記の対象者に限り）には、一部負担金免除証明書をお送りします。（窓口に来られる必要はありません。）

■対象者

- ① 住家が半壊、大規模半壊、全壊またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者が業務を廃止、休止または失職して現在収入がない方

■申請に必要な書類

- ・免除申請書（市ホームページにも掲載）
- ・各保険証
- ・り災証明書（写し可）など
- ・印鑑（シャチハタ不可）

■お問合せ先

国保年金課：096-328-2290

東区役所区民課：096-367-9125

南区役所区民課：096-357-4128

中央区役所区民課：096-328-2278

西区役所区民課：096-329-1198

北区役所区民課：096-272-6905

一部負担金（窓口負担）の免除の対象の方は、地震発生以降に医療機関に支払った一部負担金（窓口負担）の払い戻しを受けることができます。詳しくは、申請窓口の各区役所区民課へお問合せください。

■受付期間

平成29年3月31日まで（予定）

■必要書類

保険証、印鑑（シャチハタ不可）、領収書、通帳（国民健康保険：世帯主名義、後期高齢者医療制度：本人名義）および免除証明書（※）

※ 免除証明書がない場合は、次のいずれか

- ・対象者①の方：り災証明書（写し可）
- ・対象者②の方：死亡診断書、医師の診断書など
- ・対象者③の方：業務の休廃止された方は、公的に交付される書類であって事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控えなど）、失職された方は、雇用保険の受給資格者証、事業主などによる証明

2. 平成28年9月の窓口開設状況

(1) 総合相談窓口及び併設窓口

	市役所14階大ホール		東区・西区・南区・北区役所	
総合相談窓口	月～土曜	9時～16時	月～土曜	9時～16時
災害弔慰金、災害見舞金、災害義援金、被災者生活再建支援金、災害援護資金の貸付			月～土曜	9時～16時
被災者住宅の応急修理			月～土曜	9時～16時
民間賃貸住宅借上げ（みなし応急仮設住宅）			月～金曜 《8/8～9/30》	9時～16時
住宅融資相談	月～土曜	10時～16時	<ul style="list-style-type: none"> ●東区役所・南区役所 月～土曜 ●西区役所 第1・第3の火・木曜 ●北区役所 第2・第4の火・木曜 	10時～16時
経営相談	火・木曜	9時～16時		
金融相談	月・木曜	10時～16時		
法律相談 ※要予約（TEL:234-7499）（平日8時半～17時）	火・木・土曜	9時～12時		

※ 9月より、日曜・祝日は実施していません。

(2) 主な支援制度窓口

	市役所		区役所				総合出張所	
	月～金曜	土曜	お住まいの区	お住まいの区以外	月～金曜	土曜	月～金曜	土曜
り災証明書（住家）の申請	●	●	●	●	●	●	●	
り災証明書（住家）の発行	●	●	●	●	●	●		
総合相談窓口	●	●	●	●	●	●		
被災住宅の応急修理	●	●	●	●	●			
被災家屋等の解体・撤去（予約券の配布）	●							
民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	●	●	●	●	●			
市民税の減免			●	●	●			
固定資産税の減免			●	●	●			
国民健康保険料の減免			●	●	●			
国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	免除証明書		9/15～	9/15～	9/15～			
	還付手続		●	●	●			
後期高齢者医療保険料の減免			●	●	●			
後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	免除証明書		9/15～	9/15～	9/15～			
	還付手続		●	●	●			
国民年金保険料の免除			●	●	●			
介護保険料の減免			●	●	●			
介護保険サービス利用料の免除			● （郵送可）		●			
保育所等保険料の減免			●		●			
障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	●		●	●	●			

※ 9月1日より、被災住宅の解体・撤去の申請（要予約券）以外については、日曜・祝日の窓口開設はございません。

3. 新しい被災者支援制度をお知らせします。

平成28年熊本地震被災者支援制度（第6版 8月15日現在）から新たに追加された支援制度は、以下のとおりです。

熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

学務課 096-328-2716

4月の定例の募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全てに該当する方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること。
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付を受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※ 家計の急変等の対象について

- ・ 火災、風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・ 破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・ 失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・ 死亡：主たる生計者の死亡
- ・ 入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・ 離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

■ 提出書類

- ・ 熊本市奨学金貸付申請書
- ・ 熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・ 生計を一にする世帯員全員の住民票および平成28年度市県民税（所得・課税）証明書
- ・ り災証明書等の家計の急変等の対象であることがわかる書類

■ 貸付期間

- ・ 申請した日の属する月から平成29年3月まで

■ 貸付金額

- ・ 高校等（公立）①18,000円、②9,000円 （私立）①30,000円、②15,000円
- ・ 大学等（公立）①42,000円、②21,000円 （私立）①51,000円、②25,500円

※ 第1学年は初回加算あり

※ 大学等の自宅外通学生は加算あり

※ 貸付けは無利子

■ お問い合わせ先

学務課 096-328-2716

「国の教育ローン」について、地震により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

り災証明書等※1を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 通常
所得制限	子供1人世帯および2人世帯の世帯年収 (所得) 上限額を引き上げ 子供1人世帯 } 990 (770) 万円 2人世帯 } ※ 3人世帯以降は現行どおり	子供の人数に応じて、世帯年収(所得)が 以下の金額以内 子供1人世帯790 (590) 万円 2人世帯890 (680) 万円 3人世帯990 (770) 万円 ※ 4人世帯以降は一定額を上乗せ
返済期間	18年以内へ延長	15年以内
金利※2	年1.50% (母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.10%)	年1.90% (母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.50%)

※1 り災証明書等の原本を確認させていただきます。

※2 ア 熊本県内にお住まいの方が対象となります。

イ 平成28年5月10日現在。金利は、金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている金利とは異なる場合があります。

■教育ローン その他の制度概要

貸付限度額：お子さま1人あたり350万円(海外留学資金は最大450万円)

ご融資の対象となる教育施設：高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お使いみち：入学・在学のために必要となる1年間分の教育費
 (入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など)

保証：公益財団法人 教育資金融資保証基金

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター：0570-008656

熊本支店 国民生活事業：096-353-6121

八代支店 国民生活事業：0965-32-5195

